

地域団体商標2012

平成25年2月

経済産業省 特許庁

地域団体商標

2012

平成25年2月

経済産業省

特許庁



特許庁

〒100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

電話番号 03-3581-1101 (代表)

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

本冊子は、グリーン購入法に基づく判断基準を満たす紙を使用しており、「Aランク」のみを用いて作製しているため、「紙ヘリサイクル可」



「地域団体商標2012」 の刊行にあたって



昨年12月に発足した政権では、日本経済の再生に向け、(1) 明確な物価目標の設定と大胆な金融緩和で円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻す、(2) 機動的な財政政策により景気の底割れを回避し景気の反転を図る、そして、成長戦略の実現により設備投資や研究開発投資などの民間投資を喚起する、これら「三本の矢」を推進することとしています。

このうち成長戦略においては、ものづくり製造業の復活と付加価値の高いサービス産業の育成が重要であり、各地域の魅力を活かした、他の地域では真似のできない魅力的なブランドの育成が鍵となります。地域団体商標制度は、このような地域の魅力を伸ばすために6年前に創設された制度です。これまでに500件以上の地域団体商標が登録され、地域興しや地域発の経済活性化で数々の成果が生まれています。

今回の「地域団体商標2012」では、地域団体商標の登録をきっかけに農産物や工芸品等のブランド化に成功し、産業の成長につなげた事例を例年にも増して紹介しています。さらに、地域団体商標制度を戦略的に活用できるよう、地域団体商標に関するQ & Aや審査対応のポイントを新たに盛り込みました。本冊子が、全国各地で地域振興を担っている皆様の新たな地域ブランド戦略の道しるべとなれば幸いです。

2013年2月

経済産業大臣

アソ タロ

地域団体商標制度の紹介	005
1. 経緯	005
2. 地域団体商標制度の概要	005
3. 地域団体商標の手続について	007
4. 地域団体商標の出願と登録のための要件	010
5. 地域団体商標制度の活用により期待される効果	014
地域団体商標の審査分析	023
地域団体商標Q&A	034
地域団体商標活用事例	040
地域団体商標の登録が500件に到達！	072
商標制度・地域団体商標制度紹介ビデオコンテンツについて	074
地域団体商標に関するお問い合わせ先	076
農林水産分野の知的財産に関するお問い合わせ先	077
地域団体商標MAP	078
地域団体商標登録索引（地域別）	080
（産品別）	087